

別添資料

<令和2年4月 乙訓圏域障がい者自立支援協議会 全体会>

1 事務局

- 資料1 乙訓圏域新任職員連続講座 案内
- 資料2 福祉事業所説明会 案内

2 地域生活支援拠点部会

- 資料1 乙訓圏域の地域生活支援拠点を整備するにあたっての提案

3 就労支援部会

- 資料1 令和元年度府内実習一覧
- 資料2 乙訓就労交流会（ネットワーク会議）概要

4 相談支援プロジェクト

- 資料1 入浴サービスに関する相談支援事業所へのアンケートの結果

5 喀痰吸引等研修プロジェクト

- 資料1 「2019年度介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号研修）実施要綱」

6 精神障がい者地域生活支援プロジェクト

- 資料1 乙訓圏域 精神保健福祉相談フローチャート
- 資料2 地域ぐるみのひきこもり支援を考える 講演会 案内

令和元年度 乙訓圏域新任職員連続講座

乙訓圏域事業所の新任職員に対し、より乙訓圏域の障がい福祉について関心を持ち、その担い手であることに誇りを持っていただくことを目的に、昨年度に引き続き連続講座を開講します。たくさんの方の参加をお待ちしています。

●日程

日 時	内 容	講 師	場 所
9月26日(木) 16:00～17:30	「保健所の業務等 について」	乙訓保健所福祉室 室長 井上裕之 氏 副室長 上野晋也 氏	乙訓保健所 講堂
10月3日(木) 16:00～17:30	「障害支援区分お よび認定審査につ いて」	障害支援区分認定審査会 会長 乙訓医師会 高畠龍一 氏 乙訓福祉施設事務組合 介護障害審査課 課長 伊藤啓子 氏	乙訓福祉施設事務組合 大会議室
10月10日(木) 16:00～17:30	「乙訓にくらす当 事者・家族の思い」	乙訓手をつなぐ親の会 土岡ひとみ 氏	乙訓福祉施設事務組合 大会議室

●受講対象者 各事業所の新任職員（入職から概ね5年末満の職員）

●受講予定人数 おおむね30名

●受講料は無料です。

※その他

- ・連続講座のため全部を通しての受講を原則としますが、一講座のみの受講も可能です。

- ・開講時間が事業所の送迎等に重なり申し訳ありません。
参加者調整のご協力よろしくお願ひいたします。

●裏面の必要事項を記入のうえ、メール・FAXにて申し込みください。
締め切り 9月20日(金)

乙訓の福祉事業所説明会

卒業後の進路先の選択や、今後通所福祉事業所の利用を検討されているご本人及びご家族を対象として、乙訓地域及び近隣地域の福祉事業所の説明会を開催致します。

説明会は事業所ごとにブースを設けて行ないますので、それぞれの支援方針や特色、活動内容等を知って頂き、進路選択の参考として是非ご参加ください。

知りたい!私たちの未来地図

[日時] 令和元年10月16日(水) 10時~12時

◎会場へは随時入退場可能です。

[会場] 乙訓保健所 2階 講堂

[対象] 乙訓地域及び近隣地域の通所福祉事業所の利用を検討されているご本人・ご家族など

*事前申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

【乙訓地域の事業所】

《社会福祉法人》
乙訓福祉会 乙訓の里[生介]
乙訓楽苑[生介]

あらぐさ福祉会
障害福祉センターあらぐさ[就B・生介・GH・短期]
乙の国福祉会 農光苑[生介・短期]
向陵会 乙訓ひまわり園[就B・生介・短期・GH]
第2乙訓ひまわり園[生介]
京都国際社会福祉協力会 のぞみ工房[就B]

《NPO法人》
ENDEAVOR JAPAN
ジョブサポートセンターRINEN[就A・就B]
こらぼねっと京都 ステージ[就労移行]
乙訓やよい福祉会
やよい工房久貝事業所[就B・生活訓練・GH]
友愛之郷 友愛之郷[就B]
友愛サポート ワークショップ友愛印刷[就B]
フレンドリー ライトホープ[就B]
やまびこ[地活]
乙訓障害者事業協会 カフェエポカ[就A]
バスハウス[就B]
てくてく[GH]

《事務組合》乙訓若竹苑[就B・地活]
《社団法人》暮らしランプ[就A・就B]
《株式会社》KTワーカーズ [就A]
Go Way[就A]
《合同会社》草のたね[就B]

《参加予定事業所一覧(順不同)》

《財団法人》
長岡記念財団
移行支援事業所ピオニー[就労移行]
多機能型事業所カメリア[就B・自立訓練(生活訓練)]
アスロード[宿泊型・通所自立訓練]
アンサンブル[地活]
【乙訓近隣地域の事業所】

《社会福祉法人》
松花苑 かしのき[施設入所・生介・短期]
ワークスおーい[生介・就B]
南山城学園 [施設入所・生介・GH・短期・他]
京都府社会福祉事業団
心身障害者福祉センター[施設入所・生介・短期]
京都梅花苑
あんびしゃ[施設入所・就労移行・就A・就B・他]
向陵会 第3乙訓ひまわり園[生介]
朔日 [生介・GH・短期入所]

《NPO法人》
ENDEAVOR EVOLUTION
ワークチャレンジスタイルGOKENDO[就A]
タイム・ワークサポートセンター
白桃舎WORKS[就労移行・就B]
ペルタ [自立訓練(生活訓練)]

《株式会社》
エーライフ 就労継続支援B型くるみ[就B]

《京都府立》 京都障害者高等技術専門校

協力機関：向日が丘支援学校

主催：乙訓圏域障がい者自立支援協議会

《お問合せ》乙訓圏域障がい者自立支援協議会事務局

TEL 075-954-7939 FAX 075-959-9086

MAIL otsufukugm@cup.ocn.ne.jp

乙訓地域の地域生活支援拠点を整備するにあたっての提案

乙訓圏域障がい者自立支援協議会
地域生活支援拠点部会

1 地域生活支援拠点の整備検討に至る経過について

地域生活支援拠点は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法令の整備に関する法律」の付帯決議により国が設置した「障害者の地域生活の推進に関する検討会」でまとめられた「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」において、障がい者の地域での居住支援に求められる機能として次の5つが示されました。

- 1 相談
- 2 緊急時の受け入れ・対応
- 3 体験の機会・場
- 4 専門的人材の確保・養成
- 5 地域の体制づくり

居住支援に求められる機能を具体化していくため、国は「第4期障害福祉計画」（平成27～29）の基本指針で、「地域生活支援拠点等について、29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。」と示しましたが、拠点機能の具体的な内容が明らかにされなかつたこともあり、全国的に整備が進みませんでした。

その後拠点機能や報酬の概要が示されたことで、ほとんどの市町村で設置に向けた検討が始まり、乙訓2市1町でも「第5期障がい福祉計画」（平成30年度～令和2年度）に「乙訓圏域で1カ所の設置に向け、國の方針や先進事例、自立支援協議会の検討を踏まえ、具体的な整備に向けた取り組みを進める」ことが明記されました。

これを受けて、協議会は平成29年度に「地域生活支援部会」を「地域生活支援拠点部会」に改称し、乙訓の地域特性にあった拠点機能の具体的な仕組みや内容等について、当事者や家族及び支援者の視点から協議を進めることとした。

2 協議における考え方について

拠点等の整備は「多機能拠点整備型」「面的整備型」と両方の特徴を併せ持つた「多機能拠点+面的整備型」を国は示していますが、乙訓圏域の現状は、入所施設は特別養護老人ホーム併設の障がい者支援施設（定員20名）や複数のグループホームがあるものの、規模的な面や人的な面から拠点としての機能の全てを備えることは現実的ではなく、拠点の立ち上げに向けては「面的整備型」を前提としました。

これは、圏域には障がい者等の生活を支えている様々な社会資源が存在しているものの、効果的な地域生活支援体制となっていないため、これらの社会資源を有効に結びつける方策を中心に協議することとしたものです。

このため、圏域の社会資源の現状を十分に理解し、どんな条件があれば拠点等の機能を付加することが可能か、その条件は現実的なものとして実現できるのか等を考慮しながら仕組み作りの具体化に向けた協議を行いました。

また、障がいの重度化や障がい者・家族の高齢化、「親亡き後」を想定し、既存の福祉事業所での機能分担が重要であることを前提としていますが、現在の社会資源ではどうしても不足するものや拠点機能の充実・強化に向けて必要なものについては、行政や事業者等に実現に向けて取り組んでいただくことを前提として協議を行いました。

3 乙訓圏域の拠点機能の現状・課題・整備内容について

国が示した5つの機能について、乙訓圏域の現状やそれが抱えている課題を明らかにして、拠点等の整備内容を次のように提案します。

(1) 相談

① 国が示す機能

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他の支援を行う。

② 圏域の現状

- ・福祉サービスを利用している方全員に計画相談担当者がついているのは

この圏域の特徴であり、強みでもある。

- ・障がい者支援施設晨光苑以外に入所施設がなく、365日24時間相談対応できる事業所がない。このため、緊急の事案が発生した時はそれぞれの相談員や担当職員が個別に対応しているが、休日・時間外は利用している施設や担当職員、市役所・町役場の時間外対応への連絡となっている。

③ 課題

- ・介護者が緊急搬送された場合等に、ひとり残った本人の支援のために相談支援に繋がる仕組み必要である。
- ・様々な事態が想定される緊急時の相談に対応できる24時間対応の窓口が必要である。
- ・相談支援事業所の常時の連絡体制や緊急時の支援体制は明確にされていないが、臨機応変な対応がなされており、これを明確にして利用者に示すことも必要である。

④ 整備に向けての提案

(1) 開設時

- 24時間対応可能な相談支援事業所が「コーディネーター」になり、緊急時の事業者からの相談に対応する。
- 相談支援事業所は「緊急時」が想定される利用者を事前に把握し、その情報を「コーディネーター」と共有する。
- サービス提供時間外には、現在利用している事業所がそれぞれの独自の体制により様々な相談に対応しており、これを圏域の体制として整備する。

(2) 将来

- 長岡京市共生型福祉施設構想で実現を目指すとされている24時間対応可能な施設に併設して「安心コールセンター」を設置し、事前に把握している緊急時対応が必要な方への相談を実施する。
- 福祉サービスを利用していない障がい者等の生活相談等に対応するための具体的な方法などを検討して実施する。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

① 国が示す機能

短期入所を活用した常時の受け入れ体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。

② 圏域の現状

- ・日中利用している事業所で対応している。
- ・親が倒れ、子が一人になった場合、普段使っている短期入所施設で職員体制を変更して利用することもある。
- ・難病の方は重度訪問介護のヘルパー等に繋ぎ、保健所と主治医との調整によりレスパイト入院での受け入れをしていることが多い。
- ・福祉制度を利用せず、近所に住んでいる兄弟等の血縁者に本人の見守りをお願いすることがある。
- ・学齢期の人は圏域での受け入れがだめな場合、行政と相談した上で、学休期間以外は支援学校の寄宿舎や圏域外の施設に繋ぐこともある。
- ・精神疾患の場合で病状の急変や介護者の緊急時には病院に繋ぐ以外に方法が考えられないが、本人の通院歴や病状により入院を断られることがあり、対応に苦慮することがある。

③ 課題

- ・緊急時の短期入所の受け入れは難しい。特に、利用が初めての人・医療的ケアの必要な人・重度心身障がいのある人の受け入れについては困難が大きい。
- ・圏域には、365日24時間対応できる施設がないため、これの確保が必要となっている。
- ・緊急時に受け入れ先が見つかるまでの在宅でのケア体制の仕組みも必要となっている。
- ・老人福祉制度の安心ホットラインのように、緊急時にボタンを押すと救急か警察に繋がるようなわかりやすい仕組みも必要である。
- ・職員体制が確保できず需要があるにもかかわらず、短期入所の居室が十分に活用されていない。
- ・特別養護老人ホームのショートステイは障がい者の受け入れが制度的に可能となっているが、圏域では指定を受けている施設がない。
- ・想定外の緊急事態への対応のため、いつでもどんな場合でも利用が可能な「空室」が必要となっている。

④ 整備に向けての提案

(1) 開設時

- 今後新設されるグループホームに条件が許す限り短期入所の居室を整備する。
- 「コーディネーター」が、体験のための短期入所、緊急の短期入所を含め、一括して利用調整を行えるようにする。

- 想定外の緊急入所に対応するために「空室」を常時確保する。なお、短期入所施設が不足している現状から、通常時は短期入所施設として利用する。
- 医療的ケアが必要な人の短期入所に適切に対応するために病院で「医療型短期入所」を開設し、病院・相談支援事業所・介護者の連携を深め、体験入所・レスパイト入所を経験してもらい、緊急時に利用できるようにする。
- 特別養護老人ホームでの障がい者の短期入所の実施に向けて施設の理解を求めるとともに、利用が想定される障がい者の体験利用を促進する。

(2) 将来

- 長岡市共生型福祉施設構想で実現を目指すとされている 24 時間対応可能な施設に併設して短期入所施設を整備し、計画・体験・緊急・想定外利用等、様々な利用に対応できる体制を確保する。

(3) 体験の機会・場

① 国が示す機能

地域移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会を提供する。

② 圏域の現状

- ・ 圏域の短期入所施設やグループホームでの体験の受け入れが難しい。なお、少ない事例ではあるが、相談支援専門員が保護者等と相談し、事業所と協議した上で利用している場合もある。
- ・ ひきこもりの人が家から出るとしても、安心して行ける場所がないため、引きこもり期間が長くなっているという面もある。

③ 課題

- ・ 継続利用を前提としないで体験利用ができる短期入所施設やグループホームがあれば、利用を繰り返すことにより、緊急時の利用が円滑に行えるため、この整備が重要である。
- ・ 長期的に一定のプログラムに基づいて生活力をつけるための生活訓練、特に一人暮らし体験ができるグループホームが必要である。
- ・ グループホームに抵抗がある人もあり、アパート又はホテル等での体験が必要な場合もあるが、日常生活において体験できる機会がなく、こういった場の提供も求められている。
- ・ 体験的な短期入所については、制度面からの位置づけを明確にしておく

必要がある。

- ・ひきこもりの人が、行きやすく落ちついて過ごせる場所が必要である。

④ 整備に向けての提案

(1) 開設時

- 現在運営されているグループホームの一部を体験型居室とし、本人・介護者・事業者等により体験期間や獲得目標等の内容を決めた上で利用を開始し、終了後は振り返りを行い次回利用に繋げる。
- 既存のグループホームでは、利用者が度々変わることにより、これまで生活している利用者に大きな影響を与える恐れがあることも予想されるため、サテライト型の開設も検討する。

(2) 将来

- 重症心身障がい者を含め、様々な障がいがある人に対応する設備を備えた一人暮らし体験のための居室を拠点に整備し、比較的長期の生活プログラムをもとに利用してもらう。
- 利用者の希望により、体験居室は一般のアパートやサテライト型のグループホームも利用が可能となる体制を確保する。
- 日中活動や仕事を終えた当事者や家庭にひきこもりがちな人が気軽に立ち寄れるような「フリースペース」を拠点に整備する。

(4) 専門的人材の確保・養成

① 国が示す機能

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応が行うことができる人材の養成を行う。

② 圏域の現状

- ・自立支援協議会が社会福祉法人と共に「喀痰吸引等研修」を開催し、医療的ケアが必要な方や重度化に対応できる人材の育成を図っている。
- ・基幹相談支援センターや虐待防止センターが開催する各種の研修により、相談員等の資質の向上を図っている。
- ・協議会が圏域の障がい福祉の歴史や事業所の特徴、障害福祉制度の仕組み等、独自の内容の「新任職員連続講座」を開催し、職員の仕事に対する関心を高め、職場定着を図っている。

③ 課題

- ・各事業所、関係団体、行政等が、あらゆる機会に人材確保の必要性を発信することにより、人材確保に努める必要がある。

- ・職員の養成については事業所、関係機関、行政が、資質向上・職場定着のための研修を引き続き実施する必要があるが、今後は、それぞれの機関が実施する研修を総括し、系統的な研修を行うための仕組みを検討する必要がある。

④ 整備に向けての提案

(1) 開設時

- 現在実施している「喀痰吸引等研修」「基幹相談支援センター研修」「虐待防止センター研修」「新任職員連続講座」等は引き続き実施する。

(2) 将来

- 既存の機関が行っている研修を受講しやすい計画的・系統的な研修とするため、「コーディネーター」が関係機関と内容・時期等について調整する。

(5) 地域の体制づくり

① 国が示す事業

- ・基幹相談支援センター、委託相談・特定相談・一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス供給体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

② 圏域の現状

- ・自立支援協議会を構成する行政・事業者・関係団体等による課題解決等のための協議を継続的に実施し、地域ニーズへの対応に心がけている。
- ・障害者支援事業所連絡協議会、障がい者相談支援事業所連絡会、児童通所事業所連絡会等で各種制度の情報共有や自主的な研修会により、サービスの質の向上を目指している。

③ 課題

- ・自立支援協議会をはじめとする各種連絡会等によりネットワーク体制は構築されているが、これによる具体的な成果が地域に還元されているかの判断がしづらい状況にある。
- ・地域住民へ、障がいに関する理解を促す取り組みが、事業者や行政で行われているが、その効果が実感しにくい。
- ・困難ケースの対応に当たって、各事業所間や行政との連携が十分とはいえない状況にある。

④ 整備に向けての提案

(1) 開設時

- 自立支援協議会や各種団体、事業者等、障がい福祉に関する団体等のあらゆる活動の機会を利用して、地域への広報を行い、相互理解を得るよう努力する。
- 困難事例等のケース検討を定例化することにより、事業所や行政との連携を深め、併せてそれぞれのスキルアップを目指す。

(2) 将来

- 基点で対応した困難ケースで複数事業所によるサービス提供が必要と想定される場合は、「コーディネーター」の呼びかけによる連携会議を迅速に実施できる体制を確立する。
- 様々な機関がそれぞれに取り組んでいる地域住民を対象とした各種のイベントや講演会等について、「コーディネーター」が集約し、情報をわかりやすく発信する。
- 圏域の福祉団体の活動を支援し活性化を図るために、開かれた情報共有の場を整備する。

この提案は、部会の委員がそれぞれの立場からの意見や願いを出し合ひ、条件さえ整えば実現が可能と考えられるものをまとめたものです。

それぞれの項目のうち、整備内容として、「開設時」と「将来」とに分けていますが、「開設時」は令和2年度に作成される障がい福祉計画に、「将来」は向日が丘支援校に隣接して整備される福祉施設の機能にできる限り取り入れられることを期待します。

令和元年度 庁内実習実施一覧表

	受け入れ部局	実習時期・日数	作業内容	参加者
大山崎町役場	福祉課	10月3日	障害者スポーツ大会 景品詰め(競技で使用する景品を紙袋に詰める作業	若竹苑1名
		11月13日	会議資料のコピー・セット作業	若竹苑1名
京都府	乙訓保健所	1月16, 17日	貸付金申請書等の資料セット作業	支援校2名
		2月17, 18日	貸付金申請書等の資料セット作業	ピオニー1名
	乙訓教育局	1月16, 17日	簿冊ラベル貼付 交換使用封筒づくり 名刺作成等	支援校2名
長岡京市役所	障がい福祉課	1月14~17日	リンクブック作成 ポチ袋作成 ・冊子への差し込み	支援校1名 ピオニー1名
向日市役所	障がい者支援課	12月10日	子供向けイベント「あそびの広場」で実施するクラフトの準備	ステージ1名 ピオニー1名

乙訓就労交流会（ネットワーク会議）

1. 設置の背景

乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、平成28年度「就労支援に関する準備会」を、平成29年度に「就労支援部会」を設立しました。

29年度・30年度にかけて圏域全ての就労継続支援事業所A型・B型事業所の現状を把握し、福祉就労の抱えている課題を抽出し、今後の方向性を協議しました。また、自立支援協議会として、企業への障がい者雇用促進に向けた働きかけと、府内実習の試行・実施を行いました。特に、30年度は企業へのアプローチに力を入れ、京都中小企業家同友会の協力を得ながら、乙訓支部の企業を訪問し、障がい者雇用の現状や課題についての意見交換を実施しました。そこで得た繋がりをもとに、乙訓圏域の就労交流会（ネットワーク）の構築が期待されています。

2. 設置の目的

障がい者の自立や社会参加の充実のために、「働く」をテーマにした時、企業と障がい者のマッチングだけではなく、彼らを取り巻く関係機関との連携・情報交換が必要だと考えます。支援に関わるすべての人や機関が、それぞれの立場や役割、専門性を發揮し、本人の特性や能力を活かした支援を具体的に考える必要があります。

さまざまな関係者や関係機関を繋ぐ地域の就労交流会は、障がい者理解・障がい者雇用を促進することを目的としています。

3. 構成メンバー

企業・福祉・労働・教育・行政・医療

(事務局：しょうがい者就業・生活支援センターアイリス)

4. 内容

①企業の福祉事業所・支援学校見学会

「OPEN DAY」－来て！見て！誘って！－

②交流会の開催

企業同士の障がい者雇用に向けた取組や不安の共有

障がい者雇用のノウハウなどの情報交換会

③就労研修会

各機関の紹介・学習会・事例検討・グループワーク等

「障がい者雇用企業メリットについて」等

④（将来的に）企業実習の試行

就労支援部会で培った府内実習のノウハウを活かし、企業実習の試行

5. 会議の開催について

開催回数：事務局メンバーのみ（偶数月） 全体（奇数月）

開催時間：平日 15時～17時（原則第3月曜日）

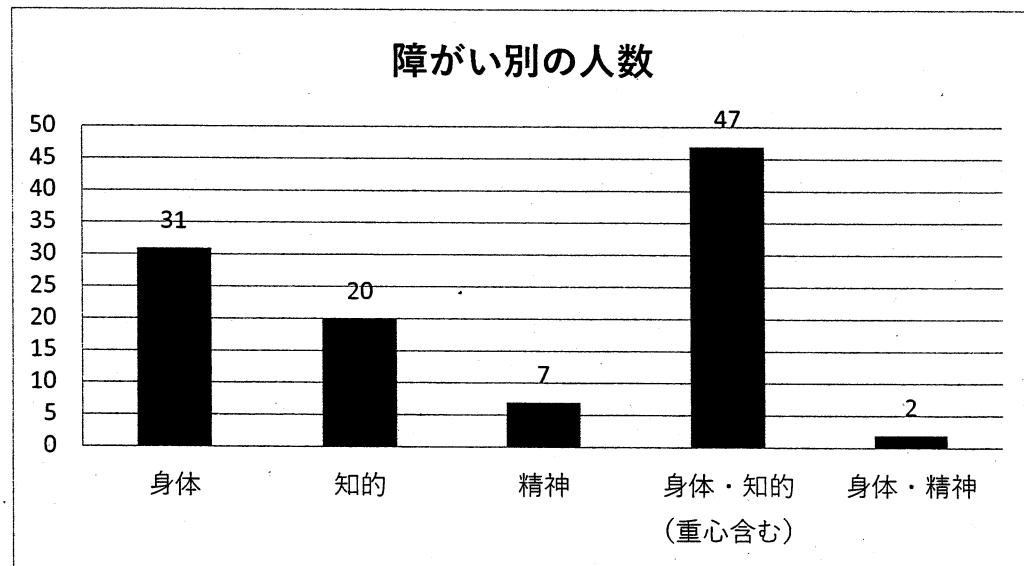
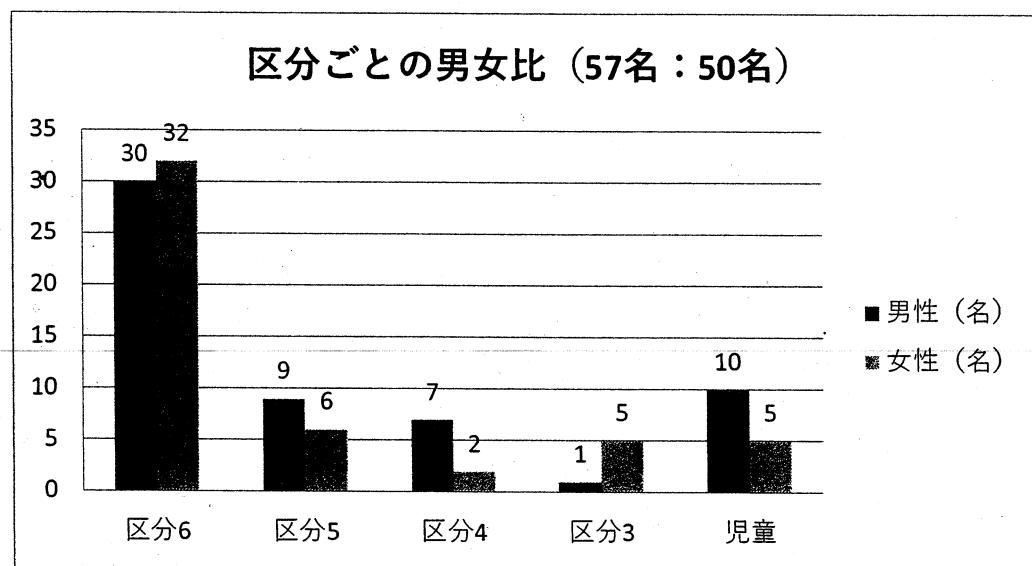
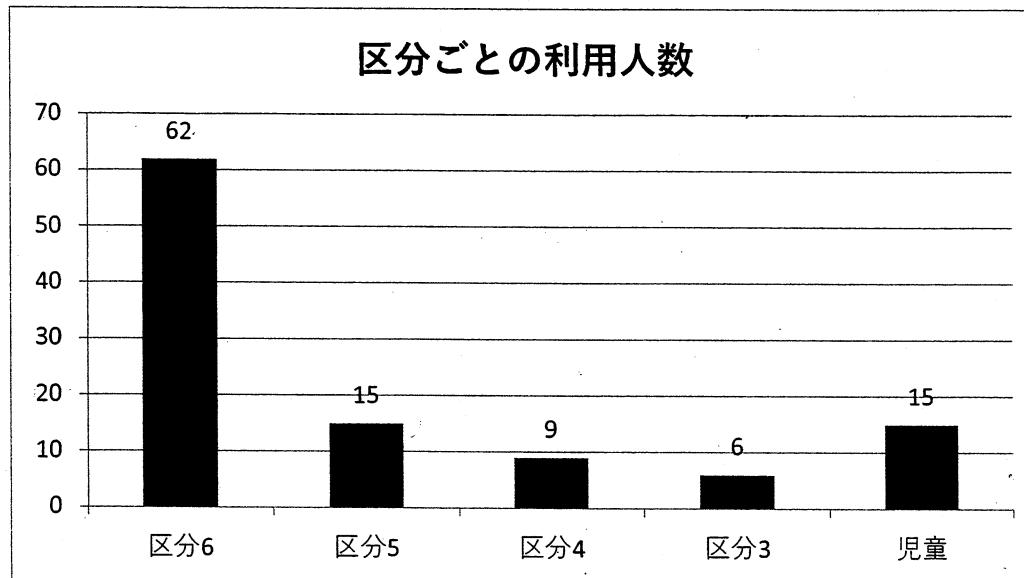
場所：（可能な限り）乙訓保健所

広報：メール（メーリングリスト配信）

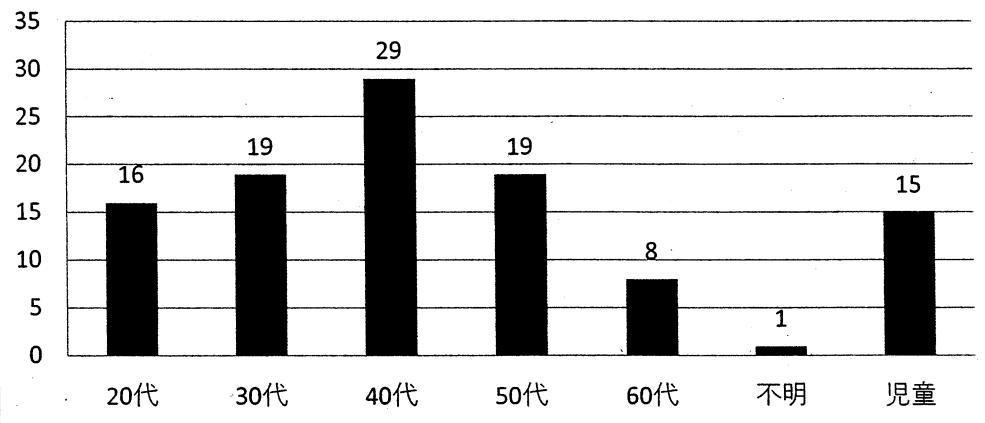
（将来的に得意な企業や支援機関があれば、ホームページ発信も検討）

運営方法：ワーキングチームに分かれて進める。全体会議参加者にも分かれてもらう。

相談支援専門員への入浴サービスに関するアンケート結果（全107ケース）

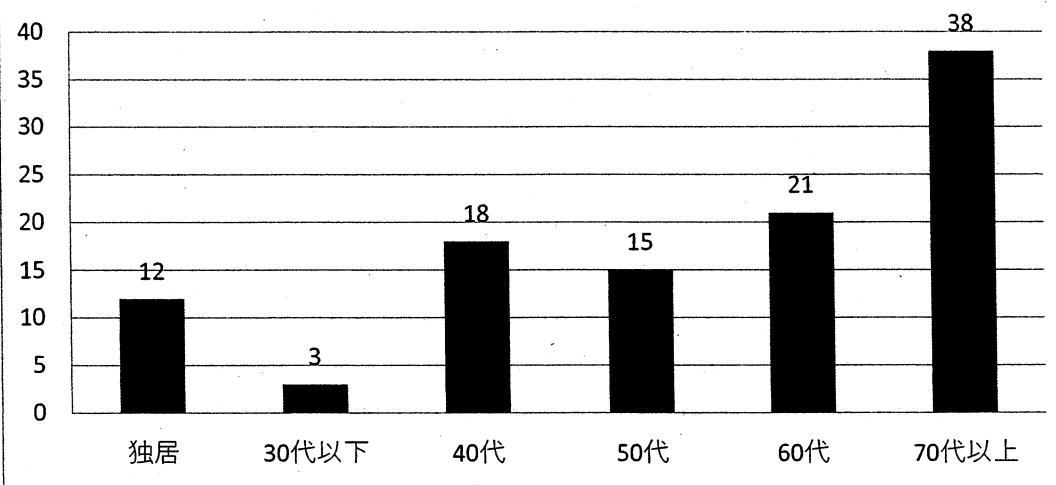


本人の年齢別

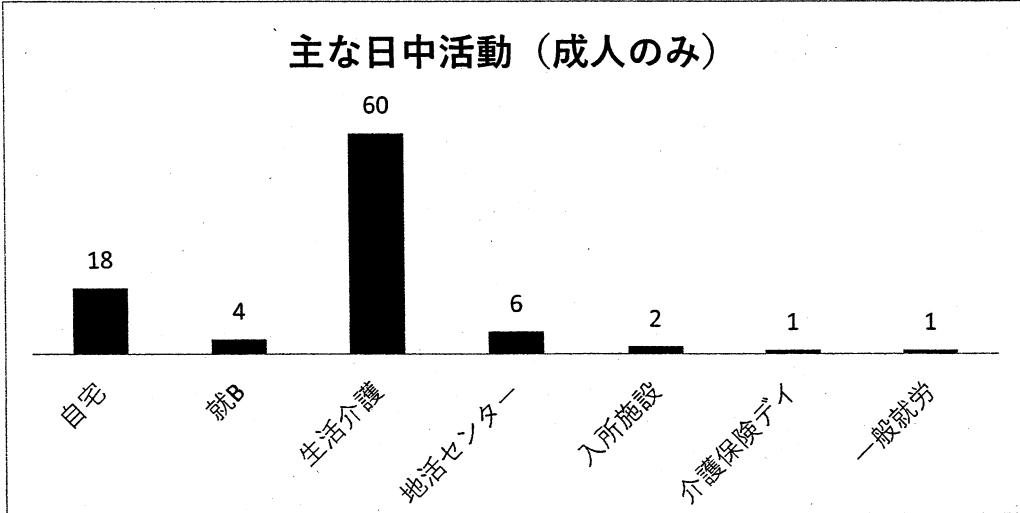


児童の内訳：中高生13名、小学生・未就学2名

介護者の年齢別



主な日中活動（成人のみ）



～主な自由記述～

(相談支援専門員として気になることや、入浴に関するサービスでのアイデアなど)

施設入浴

- ・設備の充実が図られている高齢者介護施設の利用が可能にならないか。
- ・児童については、向日が丘支援学校寄宿舎の機械浴の利用が可能にならないか。
- ・生活介護事業所での入浴を増やすこと。ただし、生活介護スタッフへの負担増、スタッフが入浴支援に入るため、日中活動の縮小が必要。
- ・施設入浴での送迎をしてほしい。
- ・高齢者施設のディサービスのように毎日入浴があれば、家族は楽になるが… など

人材不足

- ・支援者不足で、自宅での入浴や施設入浴を増やしたくても増やせない。
- ・在宅生活への支援量を増やす必要があるものの、それに充てるべき居宅系事業の人員が少ない。
- ・課題は人材不足。既存の入浴施設を活用、外部のヘルパーを利用し移動支援として入浴を実施できればよい。
- ・男性ヘルパーがいる事業所が少ない。2人介助が必要ならばもっと難しい。(同性介助が難しい)
- ・1つの事業所ではヘルパーの確保ができず、調整が困難。
- ・男性利用者は男性ヘルパーによる支援を希望され、今後のヘルパー不足が心配される。 など

行政施策について

- ・週の入浴回数の目安があり、希望した通りの入浴回数にならない。
- ・身体の方は施設入浴、訪問入浴の組み合わせも可能だが、知的のみの方は、自宅に身体介護を入れて自宅入浴をされている方は少なく、家族(親)も身体的に負担が出ている。
- ・訪問入浴が児童は原則使えない事。ご本人や家庭の状況に応じて、柔軟に対応できるようにならないか。
- ・『障がい者入浴サービス事業』をすべての障がい者を対象にすることが必要ではないか。 など

家族の高齢化

- ・家族の高齢化等で自宅での生活が困難となった人の受け入れ先が足りない。
- ・利用者の重度化・高齢化と、それを支える親の高齢化による在宅生活が難しくなっている。
- ・家族の高齢化により自宅での入浴が十分にできなくなってきていても、本人や家族に手助けが必要と感じなかつたり、入浴ができないことへの「あきらめ」を感じることがある。 など

その他

- ・意欲低下により入浴ができないため、定期的な支援の受け入れが本当にできるか本人も支援者も不安に思っている。
- ・夜の時間帯の入浴支援が難しい。
- ・寄宿舎が終わっても、自宅で定期的に入浴できるか心配。
- ・入浴のサービスを利用していないが、母が障害のある二人の服の着脱、洗体などを対応しており、負担を感じている。
- ・自宅に支援者が入ることに躊躇するご家族もいて、ヘルパーの利用が難しいケースがある
- ・児童：今は家族中心で対応しているが、腰痛等及び家族自身の疾病により、将来は必要になる。
- ・リフト等活用したいが、住宅構造及び費用面の課題により、重度化になると、本人のリスク及び支援者の健康管理に課題増。
- ・住宅環境、加えて家族の支援の拒否もあり、必要と考えている支援に繋げていくことが難しいと感じる。など

**社会福祉法人 乙訓福祉会
乙訓福祉会・ライフサポート事業所**

2019年度「介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号研修）」実施要項

(1) 研修目的

「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、たんの吸引及び経管栄養（以下、「たんの吸引等」と記す）を必要とする特定の者に対して、医師、看護師等との連携の下、必要なケアを提供するため、適切、安全にたんの吸引等を提供できる介護職員等を養成することを目的とします。

(2) 受講資格・要件

- ・在宅の訪問系等サービス事業所の介護職員等のうち、特定の利用者に対してたんの吸引等の行為を行う必要が現にある方または近く実施する予定を見込んでいる方。
- ・実地研修にあたり、利用者本人（本人の意思が確認できない場合はその家族等）から、実地研修の協力について了承が得られること。
- ・実地研修にあたり、利用者の主治医の指示書に基づき、指導できる看護師等の協力を得られること。
- ・実地研修中における偶発的な事故等に起因して、利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合の賠償責任に対応できる保険に加入していること（事業所すでに加入されている保険で対応可能かどうかをご確認ください）。

(3) 研修実施日程

基本研修：2019年 11月9日（土） 講義

9:30～16:30（受付9:00～）

11月10日（日） 講義、筆記試験、シミュレータ演習

9:00～16:00（受付8:30～）

実地研修：登録研修機関登録後速やかに実施する

(4) 研修実施場所：（福）乙訓福祉会 乙訓の里

所在地：〒617-0845 長岡京市下海印寺川向井 20-3 電話：075-954-0777

※当会ホームページ <http://www.otokunifukushikai.com/> 内の地図参照願います。

(5) 研修受講定員 40名

受講決定については、申込期間の申込者に対し、研修実施委員会により選考を行い、受講決定通知にてお知らせいたします。

(6) 受講料

基本研修：10,000円（8時間講義＋シミュレータ演習）

事務手数料：2,000円（受講申込後キャンセルされた場合は1,000円と振込手数料を申し受けます。）

実地研修（指導看護師料）：10,000円（指導看護師が他法人の方の場合や居ない場合、1利用者当たりに必要、自法人の方の場合は無料）

※上記のとおり実地研修の指導看護師が他法人の方である場合は、指導看護師料として受講者ごとに1利

用者当たり 10,000 円をお支払して頂いています。一度も実地研修を実施することなく、いったん研修を終了する場合は、指導看護師料を返金（振込手数料は申込者負担）しますのでご連絡をお願いいたします。

(7) 研修教材

教材については、『たんの吸引等第三号研修（特定の者）テキスト たんの吸引・経管栄養注入の知識と技術』（著）NPO法人医療的ケアネット（出版）クリエイツかもがわ（販売価格：2,592円）
※ 各自ご準備のうえ、当日お持ちください

(8) 備品等調達方法

備品等必要な設備については京都府及び、乙訓圏域障がい者自立支援協議会「医療的ケア」委員会等からのネットワークによる関係機関より、借用の上準備する。

(9) 修得程度審査方法 筆記試験事務規定による。

(10) 「基本研修」実施プログラム

1日目 9:30~16:30

研修内容・科目	時間	担当講師
受付	9:00~9:30	
開講式	9:30~9:40	
重度障がい児・者等の地域生活等に関する講義 ○利用可能な制度 ○重度障がい児・者の地域生活等 ○障害者総合支援法と関係法規	9:40~12:10 (休憩を含む)	乙訓障害者支援事業所連絡協議会 NPO法人「てくてく」 尾瀬 順次（社会福祉士）
休憩・昼食	12:10~13:10	
喀痰吸引の講義 ○呼吸について ○呼吸異常時等の症状・緊急時対応 ○人工呼吸器について ○喀痰吸引について ○口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引について ○喀痰吸引の手順、留意点等 ○喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応	13:10~16:30 (休憩を含む)	看護師 亀井 あや子

2日目 9:00~16:00

研修内容・科目	時間	担当講師
受付	8:30~9:00	
健康状態の把握・経管栄養の講義 ○食事と排泄（消化）について ○経管栄養について ○経管栄養の手順、留意点等 ○経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応	9:00~12:20 (休憩を含む)	看護師 亀井 あや子
休憩・昼食	12:20~13:20	
オリエンテーション (試験実施に向けての諸注意等)	13:20~13:30	試験委員会
筆記試験	13:30~14:00	試験委員会

○吸引・経管栄養（30分）		
○経管栄養のみ（15分）		
休憩	14:00~14:10	
シミュレータ演習 ○喀痰吸引（口腔内） (鼻腔内) (気管カニューレ内)		・乙訓訪問看護ステーション連絡会 上林有香
○経管栄養（胃ろう、腸ろう） (経鼻)	14:10~15:40	・訪問看護ステーション「きりしま」 谷川智子 ・千春会訪問看護ステーション 玉川能子 ・あらぐさ福祉会 長谷川朋子 ・片岡診療所 若林環、高田初子
閉講式	15:40~16:00	

（11）カリキュラム一覧表

基本研修

科 目	実施内容	時間数
重度障がい児・者等の地域生活等に関する講義	・障害者総合支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障がい児（者）等の地域生活	2.5
喀痰吸引等を必要とする重度障がい児・者の障がい及び支援に関する講義	・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引について ・口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引について ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点等	3
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・健康状態の把握 ・食と排泄（消化）について ・経管栄養について ・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点等	3
喀痰吸引等に関する演習	・口腔内の喀痰吸引 ・鼻腔内の喀痰吸引 ・気管カニューレ内部の喀痰吸引 ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ・経鼻経管栄養	1.5
合 計		10

実地研修

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	医師・看護師等の評価において、受講者が修得すべき知識及び技能を習得したと認められるまで実施。

(12) その他

喀痰吸引等研修実施委員会・試験委員会 構成員一覧

氏名	団体・機関名	備考
堀 直樹	(社) 乙訓医師会	医ケア委員会 委員長
尾瀬 順次	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	
上林 有香	乙訓訪問看護ステーション連絡会	看護師
森井 詳太	(福) 向陵会 乙訓ひまわり園	医ケア委員会 副委員長
中谷 大介	(福) 長岡京市社会福祉協議会	
能塚 隆裕	乙訓圏域障がい者自立支援協議会 事務局	
吉田 知英	大山崎町福祉課	
山田 洋平	乙訓ポニーの学校	医ケア委員会 副委員長
三宅 州人	乙訓福祉会・ライフサポート事業所 研修室	

☆オブザーバー

上野 晋也	京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所 福祉室	
-------	--------------------------	--

(13) お申込み方法

当法人ホームページより、別紙「受講申込書（様式1）」にて事業所ごと必要事項をご記入の上、下記のFAX番号にFAX（※）をお願いいたします。（締切り：2019年10月25日（金）必着）

※FAX送信後、必ず下記の電話番号に確認のお電話をお願いいたします。（平日9:00～17:00）

＜お問い合わせ先＞ 社会福祉法人 乙訓福祉会

乙訓福祉会・ライフサポート事業所 （研修担当：横内・三宅）

〒617-0814 京都府長岡京市今里西ノ口17-9

FAX (075)874-6510 電話 (075)874-7373

ホームページ <http://www.otokunifukushikai.com/>

Eメール lifes.otokunif@iaa.itkeeper.ne.jp

乙訓圏域 精神保健福祉相談フローチャート

<相談内容>

自傷・他害の危険性がある。

- ・自宅のベランダから飛び降りようとしている。
- ・包丁を持ってウロウロしている。

病状や障害についての相談（精神科医療未治療・中断の方を含む）

- ・しばらく受診していない。
- ・服薬中断している
- ・受診したことがないが、精神疾患の疑いがある

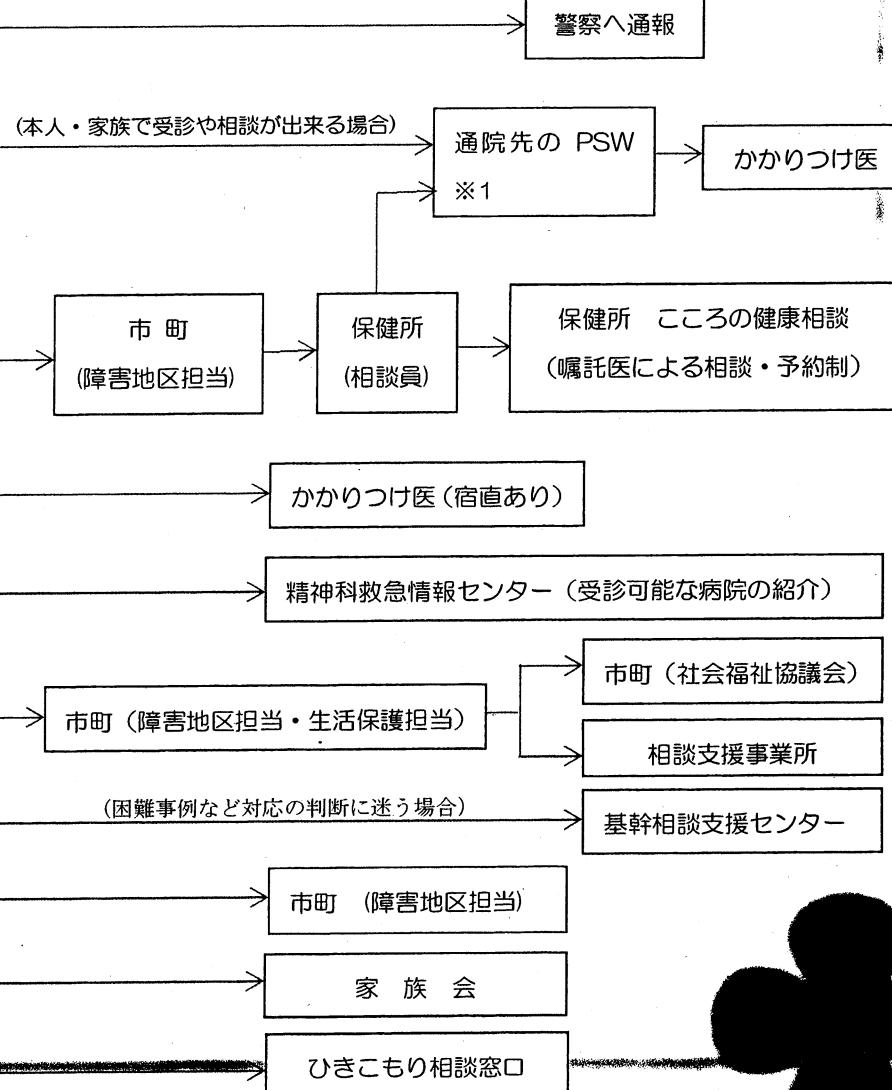
平日 17:00 以降もしくは
土・日・祝日に、精神疾患の急激な
発症や症状が悪化した場合

本人の生活についての相談

- ・失業してお金に困っている
- ・家事ができなくて困っている
- ・日中やることがなく居場所が欲しい
- ・障害者手帳、医療助成、福祉サービスを受けたい。

家族の悩み

- ・子どもの病気や障害について
家族としてどう対応したら良いか。
- ・ひきこもりの状態にある。



・対象者が65才以上の場合は高齢者の相談支援・サービスと連携

・※1 PSW : Psychiatric Social Worker の略 精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカーのこと。

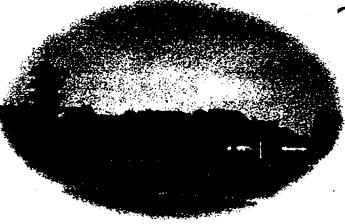


令和元年度 京都府ひきこもり訪問・応援「チーム絆」地域推進事業

乙訓地域(2市1町) 第2回 支援者交流セミナー

地域ぐるみの「ひきこもり支援」を考える

～ 岡山県総社市の取組みに学ぶ～



“全国屈指の福祉先駆都市”を目指す総社市では、基礎自治体として初のひきこもり支援センター“ワンタッチ”を設置するなど、先駆的な取組みが実践されています。ひきこもり状態にある人たちに社会の側から寄り添う姿勢は、全国的にも大変注目されています。

2020年**2月24日**(月・祝) 13:00～17:00 (12時30分受付開始)

会場 JR長岡京駅西口前 バンビオ1番館 2階 市民ギャラリー

第1部 講演会・リレートーク (13:00～15:10)

基調講演

「広がれ！ひきこもり支援の輪」

～全ての人が社会とつながる街づくり～



岡山県総社市 市長 片岡聰一さん

リレートーク

総社市ひきこもり支援センター“ワンタッチ”的取組み

総社市ひきこもり支援等検討委員 駒澤大学教授 川上富雄さん

京都府チーム絆の取組み 京都府健康福祉部家庭支援課

非行少年・ひきこもり対策担当課長 金森正明さん

その他支援団体の方々、乙訓ももの取組みなど

第2部 チーム絆 乙訓地域ネットワーク会議 (15:30～17:00)

- ・「当事者の思いを知ろう」ひきこもり経験のある方2人のお話し (お1人はビデオメッセージ)
- ・グループワーク 「乙訓地域のひきこもり支援に必要なことを考えよう」

主催 / 京都府ひきこもり訪問応援チーム絆 地域チーム
NPO法人乙訓障害者事業協会 乙訓もも

共催 / 京都府乙訓保健所
乙訓圏域障がい者自立支援協議会
精神障がい者地域生活支援プロジェクト

